

仏暦 2543 年 (1999) タイ国家教育法 及び 仏暦 2545 年 (2001)

タイ国家教育法第 2 版—前半の日本語訳—

海老原智治

1. 目的と理由

本稿は、タイの日本人日本語教師の実務参考資料となることを意図して、「仏暦 2543 年 (1999) タイ国家教育法」及び「仏暦 2545 年 (2001) タイ国家教育法第 2 版」の前半部分の日本語訳を公開することを目的とする。両法規は 2006 年現在適用される、タイの教育制度の根拠である。

筆者は 2002 年に個人資料として本稿の元となる全訳を作っておいた。当時の勤務大学 (私立ヨーク大学) で 2002 年度から 3 年間日本語部門長を務めたため、制度を知る業務上の強い必要性があったからである。整理して紙幅が許す範囲 (前半) を本紀要に発表することにしたのには、筆者なりの問題意識がある。

タイで指導的な役割が期待される、高い専門性を備えた日本人日本語教師の、最近の変遷を俯瞰すると、従来主流であった国際交流基金派遣日本語教育専門家の縮小がある。その一方で、日本語教育関連分野に高い学位や一定以上の研究業績や教授経験を持つ教師、それにタイに関しても高い専門性を持つ教師が、タイの公教育機関に直接参入するケースが若干だが増す傾向にある。

筆者は、後二者が所属機関と地域で担う指導的役割が、今後高まってゆくと考え、公教育の日本語が整備され質を高めてゆく流れが、教師の専門性により役割を要求するためである。

所属機関の体制にもよろうが、筆者は今後こうした教師に対する、現場教育だけでなく運営上の役割 (コース・部門・機関・教師団体等) のさまざまな形での高まりを予想する。運営に関与するとタイの教育制度に対する基礎的理解が極めて重要なものと位置づけられて来ることになる。タイの社会制度下でこの国の教育の「かたち作り」や「ありかた」に多大に関与するためである。

しかし、教育制度を知ろうにも原資料がタイ語であることが大多数の教師に障壁になっている。

ここから筆者は、指導的な日本人教師がこの国のシステムの中で一層活躍して行くために有意義な基礎整備として、日本語教育をめぐるタイの教育制度に関する基礎資料を、断片ではなく体系だって収集して訳出し、高い公開性を与えて容易に参照できる体制を整えておくことが有用だと考えている。実務資料としてばかりでなく研究資料としても利用されよう。

タイの教育法の日本語訳は、これまでに日本の教育学分野 (日本語教育学ではない) で非公刊資料の形で行なわれていると聞いている。しかし、分野の異なりと非公刊という形態から、現状ではタイの日本語教師はこの種の資料にほとんどアクセスできない。

筆者は、本紀要に拙訳が掲載されるのをきっかけに、教育制度資料がタイの日本語教育実務上有用であるとの反響に繋がり、資料の体系だった日本語訳出編集と、日本の教育学分野の蓄積の

うち有用なものを体系だつて導入しようとする動きへの呼び水とならないかと期待している。

上に示した考えに基づく制度資料翻訳の試みとして、筆者による訳を發表することにする。

2. 説 明

2006 年現在適用されている国家教育法は、「仏暦 2543 年 (1999) 版」及び「仏暦 2545 年 (2001) 第 2 版」の 2 編である。後者は前者の一部条文と規定について改正したもので、改正を受けなかった部分は引き続き有効である。従つて、2 編は同時に相補的に適用される関係にある。

紙幅の規定から全訳を掲載することが出来ない。そこで、本来の發布体裁とは異なるが、「仏暦 2543 年 (1999) 版」を元に「仏暦 2545 年 (2001) 第 2 版」の改正部分を差し替えて組み込み、1 篇に統合する形にして、前者の全七十八条のうち第一条から第四十条までを掲載する。

条文中の一部規定のみが改正されたものは、当該規定の末の〔 〕に仏暦 2545 年版の改定根拠条文番号を明記する。条文全部が改正されたものは、条文番号の直後に同様に明記する。

3. 翻 訳

第一条 (前文。省略)

第二条 この法律は「仏暦 2542 年国家教育法」と称する。

第三条 この法律は官報告示日の翌日より施行する。

第四条 この法律に一致しないすべての法律、法、規則、規定、布告、通達は、この法律の適用をもって代える。

第五条 この法律において、

「教育」とは、知識の伝達、訓練、研修、文化の継承、学術の進歩の創出と維持、社会環境の構築・学び・人々の一生涯に渡る学びを支援する要因から生ずる知識世界の創出、による、人と社会の繁栄と発展のための学びの過程を言う。

「基礎教育」とは、高等教育段階以前の教育を言う。

「生涯教育」とは、生活の質を一生涯に渡って向上させ得るための、学校制度内教育、学校制度外教育、ノンフォーマル教育を組み合わせたところからなる教育を言う。

「教育機関」とは、児童育成機関、学校、学習センター、カレッジ、インスティテュート、ユニバーシティ、教育を実施する義務または目的を持った国立または私立の教育関係機関、及び、その他の機関を言う。

「教育水準」とは、教育の推進と、すべての教育機関に管理・検査・評価・クオリティー保障への比較評価基準として用いるために必要な、求められる特質とクオリティーに関する規定、及び水準に関する規定をいう。

「内部クオリティー評価」とは、当該教育機関の内部の人員、または、当該教育機関が所属し監督指導する義務を負う部署による、教育機関の教育のクオリティー及び水準に対する、継続的な成果評価及び検査をいう。

「外部クオリティー評価」とは、教育機関のクオリティーを保障し、かつ教育機関にクオリティーと水準の向上を与えるために、クオリティー保障水準評価事務所による、または、同事務所が認定した個人または部署による、教育機関の教育のクオリティーと水準に対する、外部からの継続的な成果評価及び検査をいう。

「教育者」とは、さまざまな段階の教育機関の教師、及び、高等教育学位段階教育機関の教師を言う。

「教師」とは、国立及び私立の教育機関において、学習者に対する教育と学びの推進をさまざまな方法によって実施することを基本的な職務とする専門職業者を言う。

「高等教育学位段階教育機関の教師」とは、国立及び私立の高等教育学位段階教育機関において、教育及び研究を基本的な職務とする者を言う。

「教育機関管理者」とは、国立及び私立の各教育機関の管理に対して責任を持つ専門職業者を言う。

「教育管理者」とは、教育区以上の段階において、教育機関の外で行なわれる教育の管理に対して責任を持つ専門職業者を言う。

「教育関係者」とは、教育機関管理者、教育管理者、さまざまな教育施設で教育・広報・運営に関係した職務を実施する教育支援者を言う。

「省」とは教育省を言う。[2545 年法第三条により改正]

「大臣」とは、この法律に従って任に当たる大臣を言う。

第六条 [2545 年法第四条により改正] 教育大臣は、この法律に従って任に当たり、この法律の実施のための省令、規定、布告を発する権限を有する。省令、規定、布告は官報に告示された後に効力を有する。

第一章

総 則

目的と原則

第七条 教育の実施は、タイ人を身体、精神、知恵、知識、善徳において十全なものとして発達させ、その生活において道徳と文化を有し、他者と幸福に共存できる人間となるように、継続してなされなくてはならない。

第八条 学びの過程においては、政体が国王を元首とする民主主義体制であること、権利・義務・自由・法律の尊重・平等・人間の尊厳を維持し広めてゆくのを知ること、タイ人であることへ誇りを持つことが、正確に深く理解されるように意図されなくてはならない。公共と国家の利益維持・国の宗教芸術文化・体育・地方の日常生活知識・タイの日常生活知識・普遍的な知識・天然資源及び環境の維持について知らなくてはならない。職業に就く能力を有し、自立自存することを知り、創造性を有し、知識を希求して自分自身で学びを継続しなくてはならない。

第九条 教育の実施は、次の原則を守る。

- (1) 国民に対する生涯教育であること。
- (2) 社会が教育の実施に関与する部分を持つこと。
- (3) 学びの内容と過程が継続して発展してゆくこと。

第十条 教育の制度、構造、過程は、次の原則を守る。

- (1) 方針の統一性と実施の多様性。
- (2) 教育区、教育機関、地方行政体への権限の分散。
- (3) 教育の全段階及び全種類における、教育水準の決定と教育クオリティー評価の実施。
- (4) 教師、高等教育学位段階教育機関の教師、教育関係者が専門的な水準を継続して向上させ、教師、高等教育学位段階教育機関の教師、教育関係者が発展する原則を有すること。
- (5) 様々な方面から人的物的資源を集約し、教育の実施に利用すること。
- (6) 個人、家族、共同体、共同体組織、地方行政体、民間、民間組織、専門職能組織、宗教機関、事業単位、その他の社会組織と、協力する部分を有すること。

第二章

教育の権利と義務

第十一条 教育の実施は、12年を下回らない基礎教育の享受において、国が各人に無料かつクオリティーあるものとして平等の権利と機会をもって行なわなくてはならない。

身体的・精神的・知的・感情的・社会的に支障がある者、コミュニケーション及び理解に支障がある者、身体障害者、虚弱者、自己管理不能な者、保護監督者を欠く者、及び著しく機会を欠いた者への教育の実施は、これらの者が基礎教育課程を受ける特別な権利と機会を有するものとして行われなくてはならない。

第二節の身体障害者に対する教育は、出生した当初より、または障害が生じた時点より無料で行なうものとする。前述の者は省令が定める基準と方法に従って、教育上の便宜、媒体、サービス、その他の援助を享受する権利を有する。

特別の能力を有する者への教育は、当該の者の能力に配慮して、適切な形態で実施されなければならない。

第十二条 父、母、保護者は、保護する子または人に対して、第十七条及び関係法律に従い義務教育課程を受けさせ、家族の状況に応じて義務教育以上の教育を受けさせる義務がある。

第十三条 国、民間、地方行政体の他にも、個人、家族、民間組織、専門職能組織、宗教機関、事業単位及び様々な社会組織も、基礎教育課程を実施する権利を有する。この実施は省令の定めによる。

第十四条 父、母、または保護者は、次の利益を享受する権利を有する。

- (1) 養育についての知識と能力を得ることへの、及び、保護監督する子または人へ教育を与

えることへの、国からの援助。

(2) 保護監督下にある子または人へ基礎教育を実施するための、国からの助成金。これは法律の定めによる。

(3) 法律の定めに従った、教育経費への税金の減免または免除。

第十四条 基礎教育課程を実施または支援する個人、家族、社会、社会組織、地方行政体、民間組織、専門職能組織、宗教機関、事業単位及びその他社会団体は、次において適正な利益を受ける権利を有する。

(1) 保護責任下にある人へ対して行う養育と教育について、その知識と能力を得るための国からの支援。

(2) 法律の定めに従った基礎教育課程実施に対する、国からの助成金。

(3) 法律の定めに従った教育経費への、税金の減免または免除。

第三章

教育制度

第十五条 教育の実施は三種の形態とする。すなわち、学校制度内教育、学校制度外教育、インフォーマル教育である。

(1) 学校制度内教育は、教育完成の明確な条件として、目標、教育方法、カリキュラム、方式、教育実施方法、教育期間、成果の測定、評価を定める教育である。

(2) 学校制度外教育は、内容及びカリキュラムを、必ず各人が属するグループが持つ問題状況と必要性に応じた適切なものとすることによって、教育完成の条件として重要な、目標、教育方法、カリキュラム、方式、教育実施方法、教育期間、成果の測定及び評価を、弾力性を持って決定する教育である。

(3) インフォーマル教育は、学習者が自分自身の関心、能力、十分な状況、機会に従い、人、経験、社会、環境、媒体、その他の知識を伝えるものによって自分自身で学ぶ教育である。

教育機関は、これら三種の形態のいずれかによって、または三種すべてによって教育を実施できる。

学習者が蓄積した学習成果は、同一の教育機関で得たものか異なる教育機関で得たものかに関わらず、また学校制度外教育、インフォーマル教育、職業訓練、職業経験から得られたものかどうかに関わらず、同一の教育形態の間または異なる教育形態の間で振替えることができる。

第十六条 学校制度内教育は二つの段階を有する。すなわち、基礎教育及び高等教育である。基礎教育は十二年間を下回らない高等教育以前の教育によって構成される。基礎教育の段階と種別の分類は省令で定める。

高等教育は二つの段階に分ける。すなわち、学位未満段階及び学位段階である。

学校制度外教育及びインフォーマル教育の段階及び段階の対応は、省令の定めによる。

第十七条 義務教育は九年とする。義務教育第九学年試験に合格した者を除き、七歳に達する児童は基礎教育機関に入学し、十六歳に達するまで学習する。規則と年齢計算の方法は省令で定める。

第十八条 児童教育及び基礎教育は、次の教育機関で実施する。

- (1) 児童育成機関。すなわち、小児センター、小児育成センター、宗教機関の小児育成センター、特殊な必要をもつ児童及び障害児童のための初期支援センター、または他の名称をもつ児童育成機関。
- (2) 学校。すなわち、国立学校、私立学校、仏教機関及び他の宗教機関が管理する学校。
- (3) 学習センター。すなわち、学校外教育を実施する部署の教育施設、個人、家族、社会、社会組織、地方行政体、民間組織、専門職能組織、宗教機関、事業機関、病院、医療関係機関、援助組織、及びその他社会組織が設置する学習機関。

第十九条 高等教育機関の設置は、ユニバーシティ、カレッジ、インスティテュート及び他の名称をもつ機関とする。これらの設置及び運営は、高等教育機関に関する法律、各種教育機関の設置に関する法律、及び、関係の法律で定める。

第二十条 職業教育及び職業訓練は、国立教育機関、私立教育機関、事業機関、または教育機関と事業機関の協力によって実施するものとする。これらは、職業教育法及び関係の法律の定めにより実施するものとする。

第二十一条 省、庁、局、国営企業及びその他の国の部署は、国の教育政策及び教育基準に配慮した上で、当該部署の専門性と必要性に従った専門教育を実施することができる。これは、省令で定める規則と方法及び条件による。

第四章

教育の実施方針

第二十二条 教育の実施は、すべての学習者が学習能力を有し自己を発展させることができるという原則を遵守し、学習者が最も重要とされなくてはならない。教育の実施過程は、学習者の能力に応じた自然で十分な発達を促進するものでなければならない。

第二十三条 教育の実施は、学校制度内教育、学校制度外教育、インフォーマル教育にわたって、知識・道徳・学び・学びの過程・段階ごとの適切性に従った以下の項目を統合することの重要性を強調したものでなくてはならない。

- (1) 自分自身及び自分自身と社会とのかかわりの理解。すなわち家族、社会、国家、国際社会の理解。さらに、タイ社会の歴史と由来及び国王を元首として擁する民主主義体制に関する知識。
- (2) 科学技術に関する知識と技能、及び、自然環境と天然資源を均衡永続させるための扱

いと維持とその有意義な利用についての、知識、理解、経験。

- (3) 宗教、芸術、文化、体育、タイの日常生活知識、さらに、日常生活知識の応用に関する知識。
- (4) 数学の知識と技能、及び、タイ語の正しい用法を重視した言語の知識と技能。
- (5) 職業従事及び幸福な日常生活の、知識と技能。

第二十四条 教育の過程は、教育機関、及び、関係の部署によって、次のように実施される。

- (1) 学習者の個人差に配慮した上での、関心と習熟に合致した内容と活動の設定。
- (2) 考え方、処理、状況への遭遇、防備及び問題解決への知識活用の、それら過程の訓練。
- (3) 学習者が実際の経験から学ぶ活動を行う。学習者に考えることが出来、実行することが出来るようにする実習を行なう。学習者に講読を愛好し継続する希求が生じる活動を行う。
- (4) 教育の実施は、さまざまな分野の知識内容をバランスよく配分し、すべての科目で、道徳、優れた価値観、望ましい品性、を正確に理解させる。
- (5) 教育者が、学習者に対して学びと豊かな知識を生じせしめるための学習環境・学習媒体・便宜を構築でき、研究成果を学習者の学びの過程の一つに位置づけることができるよう、促進と支援を行なう。これはすべて、教育者と学習者が、学習媒体及びさまざまな学習リソースから共に学んで行くものである。
- (6) 学びがあらゆる場所あらゆる時間で生じるようにする。学習者がその能力に応じて発達するように、父母、保護者、あらゆる方面の社会市民と連絡し協力する。

第二十五条 国は、あらゆる種類の生涯学習の実施及び実施機関の設置を推進しなくてはならない。すなわち、市民図書室、博物館、美術館、動物園、公園、植物園、科学技術公園、運動及びレクリエーション公園、資料施設、その他の有効で十分な学習施設である。

第二十六条 教育機関は、学習教育の過程における学習者の発達、品行、学習態度、活動への参加、一斉試験によって、各教育段階及び教育形態の適切性に従った学習者評価を行なう。

教育機関は、学習者が入学し学習を継続する機会を得るように多様な方法を講ずるものとする。また、前節に従った評価結果を入学考査の対象とする。

第二十七条 基礎教育委員会は、タイ人であること、国家の良き国民であること、生活と職業、学びの継続のために、基礎教育の中核となるカリキュラムを策定する。

基礎教育を実施する機関は、カリキュラムの学習内容を、前節に示した目的のうちから共同体と社会の問題に関連する部分、地方の伝統慣習、家族、共同体、社会、国家の一員となるのに望ましい知識水準、に従って作成するものとする。

第二十八条 さまざまな段階の教育カリキュラム、及び、第十条第二節、第三節、第四節が定める者に対するカリキュラムは、多様でなくてはならない。これは、生活水準を高めることを目指

して、年代と能力に応じ各段階に応じて設定されるものとする。

カリキュラムの内容は、学術的な科目及び職業教育科目とも、人間の発達を目指し、知識、思考、能力、健全さ、社会へ対する責任、の各面がバランスしたものとする。

高等教育のカリキュラムは、第一節及び第二節の特質のほかに、特に、知識世界と社会の発展のために、学術的な科目及び高度な職業教育科目の発展と、研究の高度な発展を目指すという目的を有する。

第二十九条 教育機関は、共同体が、学習と研修を実施して知識・情報・ニュースを探究し、様々な日常生活知識と学術的な知識を選び取ることを知って、問題状況と必要性に合致して発展し共同体間で発展経験を交換することへの支援方法を探究するために、共同体の内部に学びの過程を置き、個人・家族・共同体・共同体組織・地方行政体・民間組織・専門職能組織・宗教機関・事業機関・その他社会的機関と協力して、共同体が強固になるように支援する。

第三十条 教育機関は、効率ある教育過程を発展させる。教育者が各教育段階の学習者にふさわしい学習発達の研究ができるための支援を、向上させる。

第五章

教育の運営と実施

第一節

国家の教育の運営と実施

第三十一条 〔2545年法第五条により改正〕 省は、あらゆる段階及び種類の教育の推進と監督、教育の方針と計画と水準の決定、教育上の資源への支援、教育を目的とした宗教・芸術・文化・スポーツの振興とそれらとの連絡、教育実施成果及び法律が省と省に属する部署の権限と義務として定める業務、に関して、検査と評価を実施する権限と義務を有する。

第三十二条 〔2545年法第五条により改正〕 省の業務実施運営制度の設置において、審議を行って大臣または内閣へ見解の表明または提案を行ない、法律の定めによるその他の権限と義務を有する、評議会または委員会形式の基本単位を四つ設置する。すなわち、教育評議会、基礎教育委員会、職業教育委員会、高等教育委員会である。

第三十三章 〔2545年法第五条により改正〕 教育評議会は次の義務を有する。

- (1) 宗教・芸術・文化・スポーツをすべての教育段階関連付けた国家教育計画の、審議と提案を行なう。
 - (2) (1) の方針に従った実施のため、教育の方針と計画と水準の、審議と提案を行なう。
 - (3) 教育資源に対する支援の方針と計画の、審議と提案を行なう。
 - (4) (1) に従った教育実施成果の評価を行なう。
 - (5) この法律に従って発せられる法律及び省令について、見解の表明または提案を行なう。
- 国家教育の方針と計画と水準の提案は、内閣に行なうものとする。

教育評議会は大臣を委員長とする。委員は、関係の組織に所属する者、民間組織の代表者、地方行政体の代表者、専門職能組織の代表者、僧団の代表者である僧侶、タイ国イスラム教中央委員会の代表者、他の宗教代表者、そして、他種の委員の合計人数を下回らない数の有資格者からなる。

教育評議会事務局は独立法人とし、事務局長は評議会委員兼書記とする。

委員数、資格、規定、選任方法、任期、離任は、法律で定める。

第三十四条 〔2545 年法第五条により改正〕 基礎教育委員会は、国家経済社会発達計画及び国家教育発展計画に従った必要性に合致した、基礎教育課程の、方針、発展計画、水準、中核カリキュラムを、審議し提案する義務を有する。

職業教育委員会は、国家経済社会発達計画及び国家教育発展計画が定めるところの必要性に合致した、職業教育課程全段階の、方針、発展計画、水準、職業教育カリキュラムを、職業教育上のクオリティーと卓越性に配慮した上で、審議し提案する義務、国立及び私立の職業教育の推進、職業教育上の資源への支援、職業教育の実施に対する検査と評価を行なう義務、を有する。

高等教育委員会は、国家経済社会発達計画及び国家教育発展計画が定めるところの必要性に合致した、高等教育の水準及びカリキュラムの発展計画と方針を、各教育機関設置法及び関係法規に従った学位段階の教育機関の専門上の独立とクオリティーに配慮した上での審議と提案、高等教育上の資源への支援、高等教育の実施に対する継続した検査と評価、を実施する義務を有する。

第三十五条 第三十四条が定める委員会の構成は、関係する部署からの委員、民間組織の代表者、地方行政体の代表者、専門職能組織の代表者、そして、他の種別の委員の合計人数を下回らない数の有資格者から構成される。

各委員会の委員の人数、資格、基準、選別、任用、任期、解任はすべて、各委員会が責任を有する業務の異なりに配慮した上で、法律の定めに従う。

第三十四条が定める委員会事務局は独立法人とし、各事務局の局長は委員会の委員兼書記とする。

第三十六条 学位段階の教育を行う国立教育機関は独立法人とし、公的機関または国が管轄する機関とする。但し、第二十一条に定める専門教育を実施する教育機関を除く。

前述の教育機関は、独自に運営を行い、教育機関自身の管理運営方式を発展させることができる。自在さを有し、学術面の自由を有する。各教育機関設置法の定めによる教育機関委員会の管理下にあるものとする。

第三十七条 〔2545 年法第六条により改正〕 基礎教育の運営と実施は、教育機関数、人口、文化、その他の適切性に配慮して、教育区が行なう。但し、職業教育法に基づく基礎教育の実施を除く。

教育区が前節の通りに実施運営できないときには、省は、教育区の実施運営を支援するために、次の基礎教育を実施してもよい。

(1) 身体的・精神的・知的・心理的・社会的に支障がある者、コミュニケーションに支障がある者、学習に支障がある者、身体障害者、虚弱者に対する基礎教育課程の実施。

(2) 学校制度外教育、及び、インフォーマル教育の形態による、基礎教育の実施

(3) 特別な能力を持った者に対する基礎教育の実施

(4) 遠隔教育、いくつもの教育区にまたがる教育の実施。

大臣は、教育評議会の助言により、教育区の決定を官報に告示する権限を有する。

第三十八条 〔2545 年法第六条により改正〕 各教育区には、委員会と事務所を置く。教育区内の教育機関の監督・設置・閉鎖・統合・廃止、教育区内の私立教育機関への連絡・支援・推進、地方行政体への連絡と支援、教育方針及び教育水準に合致した教育の実施、個人・家族・共同体組織・民間組織・専門職能組織・宗教機関・職業機関・その他の社会的単位が、教育区内でさまざまな形態の教育を実施することへの推進と支援、を行なう権限と義務を有する。

教育区委員会は、共同体組織の代表、民間組織の代表、地方行政体の代表、教員協会の代表、教育運営者協会の代表、保護者及び教師協会の代表、それに、教育・宗教・芸術・文化に関する有資格者から構成される。

委員の人数、委員長及び委員の資格、基準、選任、選抜、任期、離任は、省令の定めに従う。

教育区事務所の所長は、教育区委員会の委員兼書記とする。

第三十九条 〔2545 年法第六条により改正〕 省は、教育の運営と実施の権限を、教務・予算・人事・総務の各委員会、及び、教育機関と教育区に分散する。

上記の権限分散の基準と方法は省令の定めに従う。

第四十条 〔2545 年法第六条により改正〕 それぞれの基礎教育機関、高等教育学士未満課程教育機関、職業教育機関に、教育機関を管理しその業務の推進と支援を行なうための委員会を設置する。保護者の代表、教員の代表、共同体組織の代表、僧侶の代表、または及び域内の他の宗教機関の代表、有資格者、から構成される。

高等教育学士未満課程教育機関と職業教育機関は、さらに委員を増やしてもよい。これは法律の定めによる。

委員の人数、委員長及び委員の資格、基準、選任、選抜、任期、離任は、省令の定めに従う。

教育機関管理者を委員兼書記とする。

この条文の定めは、第十八条一項及び第二項の教育機関には適用しない。

参考文献

“พระราชบัญญัติการศึกษาแห่งชาติ พ.ศ. ๒๕๔๒” ราชกิจจานุเบกษา เล่ม ๑๑๖ ตอนที่ ๗๔ ก วันที่ ๑๙ สิงหาคม ๒๕๔๒ [「仏暦 2543 国家教育法」タイ官報第 116 卷 74 ก号 1999 年 8 月 19 日]

“พระราชบัญญัติการศึกษาแห่งชาติ ฉบับที่ ๒ พ.ศ. ๒๕๔๕” ราชกิจจานุเบกษา เล่ม ๑๑๙ ตอนที่ ๑๒๓ ก วันที่ ๑๙ สิงหาคม ๒๕๔๕ [「仏暦 2545 国家教育法 第 2 版」タイ官報第 119 卷 123 ก号 2001 年 8 月 19 日]